

公表制度の対象となる防火対象物		
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗営業店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3)項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	次に掲げる防火対象物
		(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
		(2) 救護施設
		(3) 乳児院
		(4) 障害児入所施設
	(5) 障害者支援施設	
	ハ	次に掲げる防火対象物
		(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター等
		(2) 更生施設
(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等		
(4) 児童発達支援センター、情緒障害時短期治療施設等		
(5) 身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等		
ニ	幼稚園又は特別支援学校	
(9)項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)項		地下街
(16の3)項		準地下街